

## 「寒川町発注工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、当該工事（業務）で実施する検定試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

### 第2条（検定試験）

検定試験とは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の規定に準拠し寒川町が発注する工事における土壌汚染に係る調査をいう。

### 第3条（調査対象等）

受注者は、下記の事項を監督員（調査職員）に確認してから試料採取を行うこと。

- (1) 調査対象の位置及び範囲
- (2) 調査対象面積
- (3) 試料採取位置と検体の作成方法
- (4) 調査対象物質

### 第4条（調査方法）

検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

## ■ 河川等において土砂を掘削して搬出する工事

### (1) 試料採取位置の選点

- 図Aを参考に、流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所となるよう単位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。
- 試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）
- 上記の方法により難しい場合は、搬出土量900m<sup>3</sup>毎に1試料を採取する。

### (2) 試料採取と検体の作成

- 上記（1）で選点した試料採取位置において、表層（地表から深さ5cm）及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量（重量）ずつ混合してそれぞれの区画（例：図Aの場合、No.1L～No.5L及びNo.1R～No.5Rの10区画）を代表する試料とする。
- 検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。
- 各区画で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。  
（例）図Aの場合、No.1L～No.5Lを混合→検体L、No.1R～No.5Rを混合→検体R

### (3) 写真撮影（写真撮影例）参照

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）

### (4) 検定機関

検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。

- 公共機関
- 土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
- 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者

### (5) 検定試験

上記（2）で作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示第19号に定める方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表1、別表2のとおりとする。

(6) 報告書作成

- 報告書の項目は、以下のとおりとする。
  - 1) 調査対象地の位置図
  - 2) 調査対象面積及び区画図
  - 3) 検定試験結果証明書（様式2）
  - 4) 写真
    - 「検定試験結果証明書」（様式2）の「合否」欄について、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合には「否」を記入すること。
    - 報告書は、部提出すること。

(7) その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」（様式2）を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

■ 河川等以外において土砂を掘削して搬出する工事

(1) 試料採取位置の選点

- ア) 図Bを参考に、掘削面積900㎡毎に単位区画を設定して、5箇所の試料採取位置を均等に選点する。  
また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。（詳細調査を実施する場合の参考とするため。）

- イ) 下記①、②に該当する工事など、土壌に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壌汚染のおそれの区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。

詳細は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（「環境省 水・大気環境局 土壌環境課」）第2章2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員（調査職員）と協議すること。

- ① 下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
- ② 調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壌汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認できる資料や正確な情報を得られる聞き取り対象者がいる場合

■ 「土壌汚染のおそれの区分の分類」と「単位区画の設定頻度」

番号	土壌汚染のおそれの区分	単位区画の設定	試料採取、検体作成の頻度
	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（2又は3以外の土地）	100㎡毎	単位区画毎に試料採取し、検体を作成する。
	〃 おそれが少ないと認められる土地	900㎡毎	単位区画毎に5箇所で試料採取し、検体を作成する。（5地点均等混合法）
	〃 おそれがないと認められる土地	設定しない	試料採取しない

- ウ) 上記ア)、イ)により難しい場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成

- 上記(1)で選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ採取して均等(重量)に混合し、当該地点の試料とする。
- さらに、単位区画毎に各試料を均等(重量)に混合し、それぞれの区画を代表する検体とする(5地点均等混合法)。

(例) 図Bの場合、〔単位区画a〕No.1～No.5の試料を混合→検体a、〔単位区画b〕No.1'～No.5'の試料を混合→検体b

- 地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に碎石や砂利がある場合には、それらを除いた土壌表面を基準に採取深度を設定する。
- 検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。

(3) 写真撮影

- 試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- 各試料採取地点を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
- 各試料採取後、各単位区画の中央の地点に5点分の試料をまとめ、写真撮影すること。

(4) 検定機関 「■河川等において土砂を掘削して搬出する工事」 (4)と同じ

(5) 検定試験 " (5)と同じ

(6) 報告書作成 " (6)と同じ

(7) その他

- 検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式2)を用いて報告すること。
- 検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

第5条(その他)

この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員(調査職員)と協議するものとする。

図 A

※ 偏らないよう採取地点 (No.1R~No.5R及びNo.1L~No.5L) を決定する。

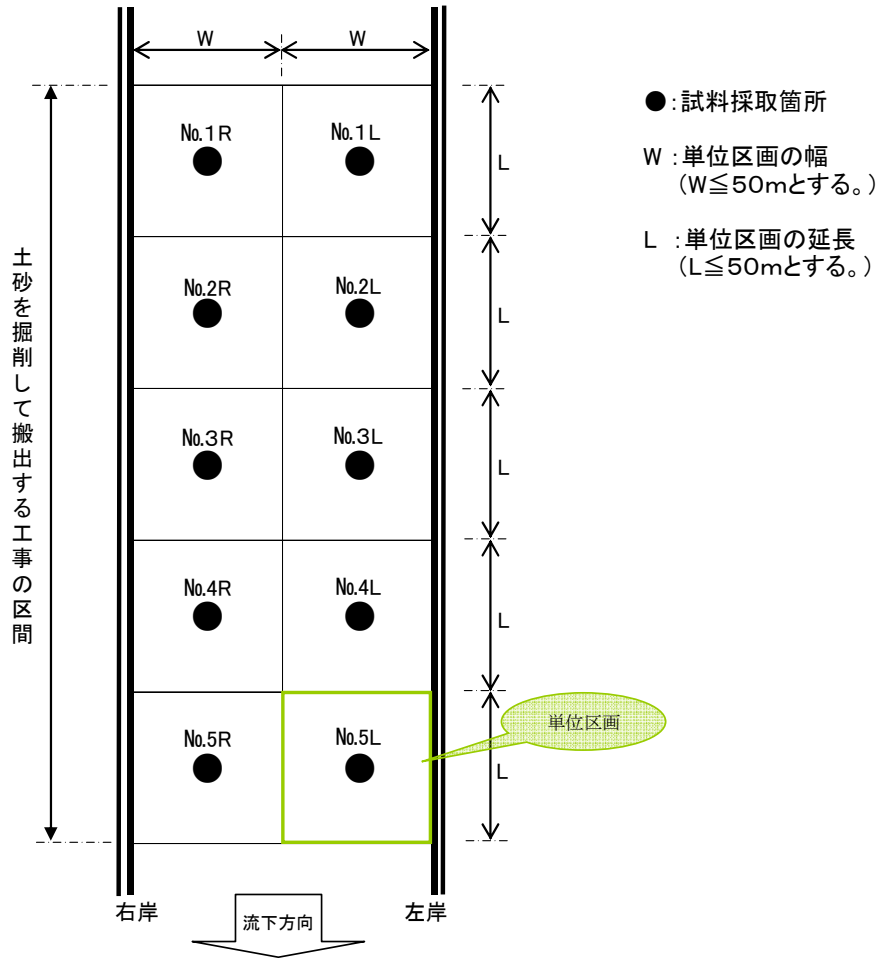
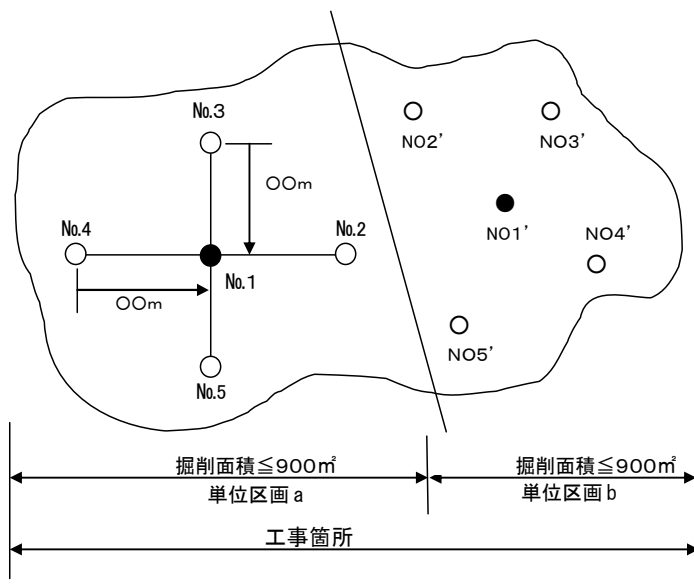


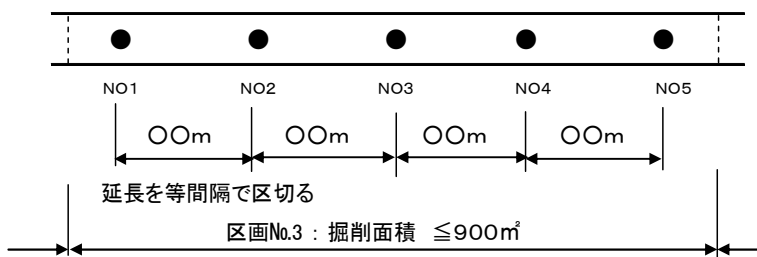
図 B

(面的な整備の工事の場合)

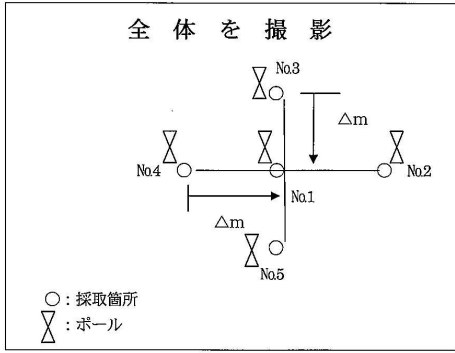
※ 偏らないよう採取地点 (No.1~No.5) を決定する。



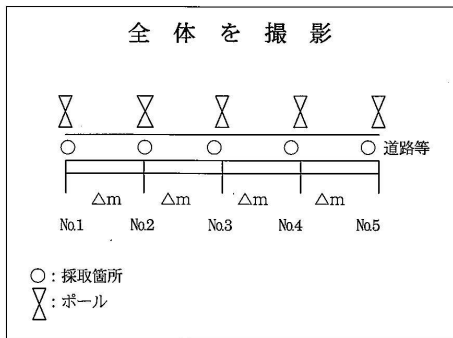
(延長が長い工事の場合)



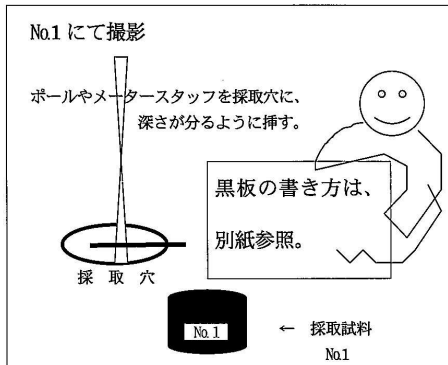
写真撮影例（図Bの場合）



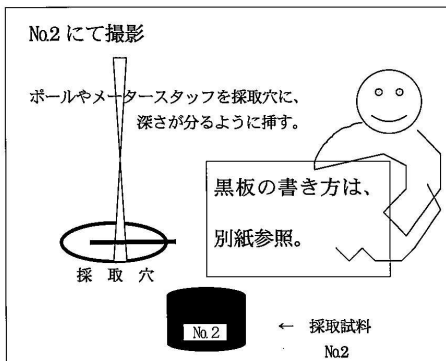
- (1) 現場が広い場合  
No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。  
1枚で写真が納まらない場合については、分割可とする。



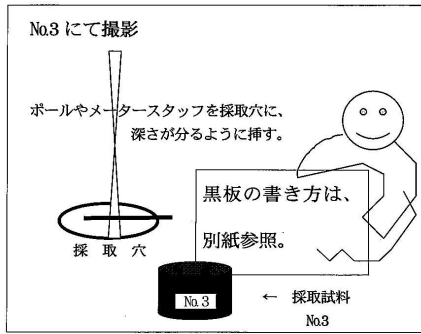
- (2) 延長が長い場合  
No.1～No.5にポールを立て、全体を撮影する。  
1枚で写真が納まらない場合については、分割可とする。



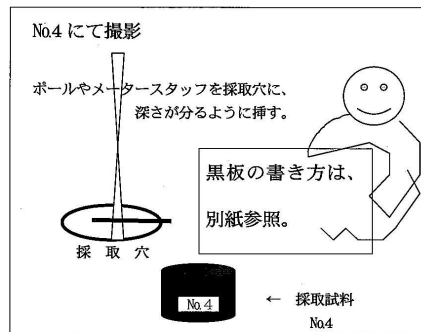
- (3) 各試料採取箇所にて撮影する。  
草が繁茂している場合は、採取穴が確認できるように草を刈ること。



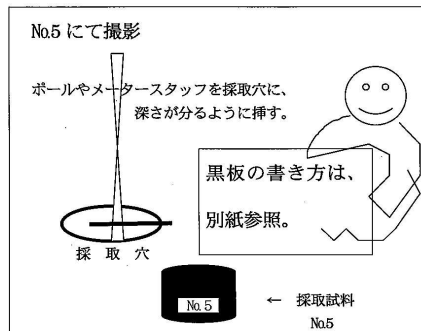
- (4) No.1と同様に撮影



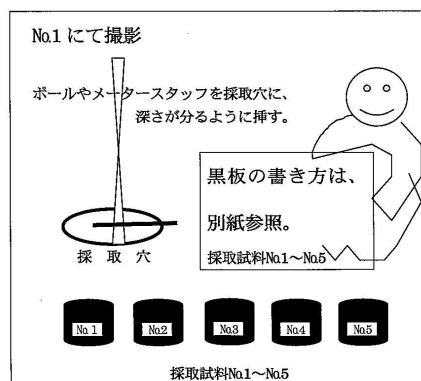
(5) No.1と同様に撮影



(6) No.1と同様に撮影



(7) No.1と同様に撮影



(8) No.1の採取箇所にて、採取試料No.1～No.5を並べて撮影する。

※写真は、全部で7枚。  
(全景が分割の場合は違います)

④黒板の記入例について

地質分析試料採取状況写真用黒板（例）

工事件名	〇〇年度 〇〇工事 公共(その〇)	
路線・河川・区域名	〇〇川	
工事場所	〇〇市〇〇地内	
試料採取場所	No.1 GL -0.3m	
採取日の天候	晴れ、曇り	
地質分析試料採取状況		
地質分析試料採取者		
所属	(株)〇〇〇〇	
氏名	△△△△	
採取年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
施工者	(株)〇〇工業	立合者 〇〇〇〇

別表1 【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7 7の a）又はb）に定める操作を行うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 L につき0.002mg 以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表6の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6若しくは9.7の分析を行う方法又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg 以下であること	水質環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg 以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg 以下であること	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg 以下であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
総水銀	検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下、「排出基準検定告示」という。）付表1に掲げる方法

項 目	基 準	測 定 方 法
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン0.01mg 以下であること	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	水質環境基準告示付表 5 に掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛0.01mg以下 であること	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5 に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素0.01mg 以下であること	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5 に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素0.8mg 以下であること	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物 又はハロゲン化水素が多量に含まれる試 料を測定する場合にあつては、蒸留試薬 溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん 酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶か した溶液とグリセリン250ml を混合し、 水を加えて1,000ml としたものを用い、 規格K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム 溶液のラインを追加する。) 又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェ ノールフタレイン溶液を加えず、pH試験 紙によって液性を判別する。懸濁物質及 びイオンクロマトグラフ法で妨害となる 物質が共存しないことを確認した場合に あつては、これを省略することができ る。) 及び5.5に定める方法
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法
ほう素及びその化合物	検液 1 L につき ほう素1mg以下であること	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法

有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	検液中に検出されないこと	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4、7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)
---	--------------	--

別表2 【含有量基準】

項目	基準	測定方法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム 45mg以下であること	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法(準備操作にあっては、4.2.4.5に定める方法を除く。)
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること	規格K0102-3 24.3(ただし、24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること	規格K0102-2 9.4、9.5、9.6又は9.7に定める方法
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法(準備操作にあっては、4.2.4.5に定める方法を除く。)
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。)及び5.5に定める方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
砒素及びその化合物	農用地(田に限る)においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	昭和50年4月総理府令第31号に定める方法

(様式2)  
令和8年7月版

### 検定試験 結果証明書

申込者 様

分析機関名  
代表者  
電話番号  
計量証明事業者の登録番  
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

項目		単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
溶出量調査	四塩化炭素	mg/l			0.002以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下		JIS K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下		0.04以下 JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002以下		JIS K0125 5.1.5.2又は5.3.1
	ジクロロメタン	mg/l			0.02以下		JIS K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	mg/l			0.01以下		JIS K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5
	ベンゼン	mg/l			0.01以下		JIS K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	クロロエチレン	mg/l			0.002以下		平成9年3月 通告第10号 付表
	カドミウム及びその化合物	mg/l			0.003以下		JIS K0102-3 14.3.14.4又は14.5
	六価クロム化合物	mg/l			0.05以下		昭46年12月 通告第59号 付表6第1又は第2
	シアン化合物	mg/l			不検出		昭46年12月 通告第59号 付表6第1又は第2
	総水銀	mg/l			0.0005以下		昭46年 通告第59号 付表2
	アルキル水銀	mg/l			不検出		昭46年12月 通告第59号 付表2及び昭46年12月 通告第59号 付表5
	セレン及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K0102-3 26.2.26.3又は26.4
	鉛及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K0102-3 13.2.13.3.13.4又は13.5
	砒素及びその化合物	mg/l			0.01以下		JIS K0102-3 20.2.20.3.20.4又は20.5
ふっ素及びその化合物	mg/l			0.8以下		JIS K0102-3 5.2.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.3.2	
ほう素及びその化合物	mg/l			1以下		JIS K0102-3 5.2.5.5又は5.6	
シマジン	mg/l			0.003以下		昭46年12月 通告第59号 付表6第1又は第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下		昭46年12月 通告第59号 付表6第1又は第2	
チウラム	mg/l			0.006以下		昭46年12月 通告第59号 付表5	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l			不検出		昭46年12月 通告第59号 付表4	
有機りん化合物	mg/l			不検出		昭46年12月 通告第59号 付表4	
含有量調査	カドミウム及びその化合物	mg/kg			4.5以下		昭46年12月 通告第59号 付表6第1又は第2
	六価クロム化合物	mg/kg			250以下		JIS K0102-3 26.3 (26.2.7を除く。)
	シアン化合物	mg/kg			15以下(検出レベル)		JIS K0102-2 8.4.9.5.9.4又は9.7
	水銀及びその化合物	mg/kg			15以下		昭46年12月 通告第59号 付表2
	セレン及びその化合物	mg/kg			100以下		JIS K0102-3 26.2.26.3又は26.4
	鉛及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K0102-3 13.2.13.3.13.4又は13.5
	砒素及びその化合物	mg/kg			150以下		JIS K0102-3 20.2.20.3.20.4又は20.5
	ふっ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K0102-3 5.2.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.3.2
	ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下		JIS K0102-3 5.2.5.5又は5.6
	※以下の2項目は、搬出先が農地(田に隣る)の場合のみ記載						
銅	mg/kg			125以下		昭47年10月 農林省令第66号(農用地(田に隣る))	
砒素及びその化合物	mg/kg			15以下		昭49年4月 農林省令第31号(農用地(田に隣る))	
検体の性状	形状		色相		臭気	検体- 種の臭気あり	
備考	発生場所		工事名		工期		
	発注者名		工期				

※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。